

令和7年3月4日（火）

於・A P 虎ノ門11階 ルーム B（ウェブ会議併用）

第42回

太平洋広域漁業調整委員会

議事速記録

第42回太平洋広域漁業調整委員会

日時：令和7年3月4日（火）

10：03～12：26

場所：AP虎ノ門11階 ルームB（ウェブ会議併用）

議事次第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 題

（1）太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について

（2）太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について

（3）その他

①TAC資源拡大に向けた検討状況について

②令和7年度資源管理関係予算について

③その他

4. 閉 会

午前 10 時 03 分 開会

○番浦課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第42回太平洋広域漁業調整委員会を開催いたします。

私は、本委員会の事務局を務めます水産庁漁獲監理官資源管理推進室の番浦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の出席状況について御報告いたします。本日は、北海道の川崎委員、岩手県の湊委員、三重県の浅井委員、徳島県の豊崎委員、大臣選任委員の小玉委員が御欠席されておりますが、委員定数28名のうち定足数である過半数の23名の委員の御出席を賜っておりますので、漁業法第156条の規定により準用いたします同法第145条の規定に基づき、本委員会は成立していることを御報告いたします。

なお、今回の開催形式は、会場出席又はウェブ出席の併用による開催となっております。ウェブ出席されていらっしゃる委員の皆様方におかれては、マイクはミュートとしていただき、御発言される際には音声又はチャット機能により御発言の意思を表明していただいた上で、指名された後に御発言をお願いいたします。また、会場にて御出席の委員の皆様方をお願いですが、御発言がウェブ参加者にも伝わるように、必ずマイクを通じて御発言いただくようお願いいたします。皆様、円滑な議事進行に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします申し上げます。

それでは、早速ですが、北門会長に以降の議事進行をお願いしたいと思います。

北門会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○北門会長 皆様、おはようございます。会長の東京海洋大学の北門と申します。よろしくお願いいたします。

本日、皆様お忙しい中、及び委員の皆様始め、関係の皆様におかれましては御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。本日御承認をお諮りしたい議題が何件かありますので、皆様よろしくお願いいたします。

本会場には水産庁から、後ほど到着されますけれども、魚谷資源管理部長が後ほどお越しされます。それから、城崎沿岸・遊魚室長、赤塚資源管理推進室長、ほか御担当の皆様が御出席いただいております。魚谷部長におかれましては、到着され次第、御挨拶を頂きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より配布資料の確認をお願いいたします。

○番浦課長補佐 事務局の番浦でございます。

本日の配布資料について確認させていただきます。

まず、議事次第、委員名簿、出席者名簿、それから本日の委員会で御説明する資料として、資料1から資料3までお配りしております。資料1は、資料1－1と資料1－2以降の2セットで準備してございます。資料には枝番号が付いた資料も一式まとめておりますので、1セットになっております。内容は1と1、2と2が含まれております。資料3については、資料3－1と資料3－2の2セットで準備してございます。

配布資料は以上となっておりますが、不足等ございましたら事務局の方までお申し付けください。

○北門会長 ありがとうございます。

続きまして、後日取りまとめられます本委員会の議事録の署名人の選出についてです。

議事規程第12条により、会長の私から指名させていただきます。都道府県互選委員からは福島県の鈴木哲二委員、大臣選任委員からは中田委員、以上のお二方に本日の委員会に係る議事録署名人をお願いいたします。どうかよろしくをお願いいたします。

本会議場にお集まりの報道関係の皆様にお伝えいたします。冒頭のカメラ撮り、ここまですととなりますので、以降の撮影につきましてはお控えいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。

まず初めに、議題1の太平洋クロマグロの遊魚に関する委員会指示についてです。

事務局より御説明をお願いいたします。

○城崎沿岸・遊漁室長 おはようございます。沿岸・遊漁室長の城崎でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料に基づいて御説明いたします。お手元に資料1－1と資料1－2を御用意ください。

まず、資料1－1、1ページめくっていただきますと、くろまぐろ遊漁専門部会の議論について経緯を書いてございます。それぞれの広調委の下にくろまぐろ遊漁専門部会を設けるということになっておりまして、この下の表にありますとおり、8名の委員合同会議で議論をしまいいりました。この太平洋広調委からは、静岡県の高田委員に御参加を頂いております。

そして、下の方、2ポツにこれまで合同会議を3回開催した経緯を書いてございます。まず、令和6年の年内、12月12日には各専門部会をそれぞれ開催をしまして、それぞれの

専門部会で実際の議論は合同会議でやりましょうということになっております。そして、この12月12日の後半から実質的な検討に入っております。そして、年明けの1月17日、先日の2月12日と、計3回の議論をしてございます。その中では、クロマグロ遊漁の現状と課題についてまず整理した上で、現行の広域漁業調整委員会指示に基づきます規制見直しのほか、届出制の導入、それとキャッチ・アンド・リリースの扱いなど、幅広い議論をしてございます。この会議の建て付けとしますと、当初から申し上げているとおり、この4月から始まります新たなクロマグロの遊漁のシーズンに向けての早急に決定を見るものと、もう一つは、中長期的な課題としてクロマグロ漁業の新たな資源管理の方法ということの、大きく二つに分けて議論をまいりました。

実際、中身につきましては2ページ目をお開きください。

こちらは、現行の広域漁業調整委員会指示に基づき行われています措置見直しの状況でございます。表に整理しておりますけれども、左側が令和6年度現行の部分、右側が令和7年度の見直しの部分でございまして、具体的な変更箇所は赤い網掛けをしております。

まず、左側に項目書いてございますけれども、上から採捕上限の設定、それと大型魚バッグ・リミット、この二つにつきましては、かねて遊漁関係者からは、採捕期間が短いのでそれをどうにか改善できないかということの方策として考えたものでございます。具体的には、採捕上限の設定につきましては、現行では複数月の設定が存在しております。例えば4月、5月と抱き合わせで設定をしておりましたけれども、そうしますと例えば最初の月の1週間で採捕が停止になってしまうと、残りの52日間ぐらいが全て採捕禁止になると、そういう状況でありますので、これを改善しようということで、令和7年度におきましては毎月均等に設定してはどうかという議論になっております。

後ほど説明をしますけれども、令和7年度におきましては、遊漁については、日本の全体の枠の中から留保枠のうち60トンを充てると、そういう扱いになっておりますので、毎月均等といいますと、12月で割りますと各月5トンという計算になるわけでございます。これについては後ほど御説明いたします。

続きまして、大型魚のバッグ・リミットにつきましては、1人1日1尾というのが現行でありますけれども、これを1人毎月1尾ということに改めることにしております。これは、人によりますと平日でも自由に釣りができる方にとっては、連日のように釣りに出て毎日でも1匹ずつ釣るような、そういう状況がございまして、できるだけ多くの方に遊漁の機会をとということで、1人毎月1尾に保持の要件を強化すると、そういう内容でござ

います。

そして、左側にまた行きますと、採捕報告の期限と採捕報告の内容についてと書いてございます。こちらは特に今年度いろいろな問題がございました採捕報告の正確性を向上させる対策として考えたものでございます。

まず、一つ目、採捕報告の期限でございますが、陸揚げ後から3日以内に報告してもらう現行に対しまして、令和7年度は陸揚げ後から1日、翌日後に報告してもらうことにしております。従来は3日間に積み上げを集計して、要すれば採捕の停止のアナウンスをすることをしておりましたけれども、この3日間というタイム・ラグがなかなか扱いが難しいございまして、これを1日以内、明くる日のうちには報告していただくことで、採捕報告の集計をよりタイムリーに行うと、そういう趣旨でございます。

そして次に、採捕報告の内容としますと、採捕者の情報につきましては、令和6年度、令和7年度、これについては基礎情報として氏名、住所、電話番号、メールアドレスということ、これは変更ございません。

続きまして、採捕したクロマグロの情報につきましては、これは右側にありますとおり、大きな変更点ございまして、二つ目にありますように、尾さ長が確認できる写真を報告してもらうということ、そして計量方法についても報告してもらうこと、計量方法につきましては、これまで例えば遊漁船の船上にあるはかりできちっと量れるものもあれば、遊漁船の船長さんの目測などで何キロというような状況もあるやにも聞いておりますので、その計量方法について報告してもらうということでございます。

それと、尾さ長についても報告してもらうことを考えております。くろまぐろの業界では尾さ長から重量を換算する仕組みがありますので、そういうものも活用して報告された重量の正確性というものをクロスチェックをしていきたいと考えております。

そして、陸揚げした場所についても記載をしてもらうことにしております。

それと、三つ目、船舶情報でございます。これは遊漁船を利用した場合と遊漁船以外の船、プレジャー・ボートを利用した場合に分けて整理をしております。

まず、遊漁船を利用した場合につきましては、従来から遊漁船の船名と登録都道府県名を報告してもらってございましたけれども、これに加えて遊漁船の登録番号を報告してもらうことにしております。

それと、プレジャー・ボートにつきましては、これまで何ら報告の中身がありませんでしたけれども、令和7年度からは船舶番号又は船舶検査済票の番号を報告してもらうこと

にしております。この具体的な内容としますと、プレジャー・ボートはすべからく日本小型船舶検査機構、J C I の船舶検査、船検を受けることになりますので、その船検証に書いてある船舶番号又は船舶検査済票の番号を報告してもらうということにしております。この船舶番号などが分かれますと、それを通じてプレジャー・ボートの所有者ですとか、根拠地ですとか、そういうことが情報として J C I を通じて入手することができますので、これまでなかなか実態が分からなかったプレジャー・ボートによるクロマグロ遊漁の全体像を把握することにも貢献しますし、実際のこれからの取締り、立入検査等々にも活用できることが期待をされております。このプレジャー・ボートの部分につきましては、専門部会に参加された各委員からも、これは一歩前進であると、そのような御評価を頂いております。

続きまして、虚偽報告の抑止策としまして、令和 7 年度には新たに二重認証システムの導入等を検討しております。加えて本人確認書類の提出、これは具体的には運転免許証ですとかパスポートですとか、報告している者の確認ができる書類の写しを提出してもらおうと考えております。

一番最後の行でございますが、委員会指示の有効期間につきましては、令和 7 年度は 2 年間に拡大をするということを考えております。現状では 1 年間の有効期間でありますけれども、これにつきましては、かねてこの広調委の方からも、委員会指示を違反した場合には裏付け命令が出て、その裏付け命令に違反した場合に初めて罰則が掛かると。そういう直罰がない仕組みだということは、何回か御説明をしているところでありますけれども、1 年間のうちに同じ違反を 2 回摘発することは、なかなかこれは難しいのではないかと、有効期間を延ばすことで対処できるのではないかと、そういう御意見もありまして、令和 7 年度におきましては 2 年間の有効期間とすることで、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までという 2 年間で考えております。

資料が飛ぶのですけれども、縦置きの資料 1 - 2 を御手元に御用意ください。縦置きの右上に資料 1 - 2 と書いてある部分でございます。

この資料 1 - 2 の 1 ページ目、第 49 号（案）の概要と書いてございますけれども、これは今御説明したものを言葉で列記したものでございまして、平仄（ひょうそく）は全て合わせております。

もう一ページめくっていただきますと、資料の 1 - 3 でございます。

資料 1 - 3 には、件名に運用方針（案）と書いてございます。この委員会指示では今回、

都合三つの文書を策定していただきたいと思っておりますけれども、その1つ目がこの数量の運用に関する方針でございます。真ん中辺りに細長い表が書いてございます。先ほど御説明をした60トンと12月で均等割をするという、そういう5トンという整理をしたものでございます。

その表の上に3行ほど書いておりますけれども、これは従来と変わっておりませんで、この下段の数量を超えるおそれがある場合には、当該時期の末日までの採捕を禁止をするということで、この扱いについては現状どおりでございます。

それと、この表の下に※印で、令和8年度については令和7年度の採捕状況等を踏まえて設定をするというふうに書いてございます。委員会指示自体は2年間の有効期間でありますけれども、この60トンの扱いについては令和7年度の措置でございますので、その状況によってどういう配分するのかということについては、今後開催されるでありましょう、また合同会議で議論した上で、この数量の貼付けというのを考えてまいりたいと思っております。

今回の合同会議では12月で均等割なんだという話になりましたけれども、これについてはいろいろな議論ございまして、例えばこの令和6年度におきましては、特に初夏の時期に北陸地方で相当多くのくろまぐろが釣れたという状況でございます。そのように地域によってばらつきがあるので、この月ごとの貼付けも傾斜配分をするべきではないかと、そのような議論もありましたけれども、いかんせんクロマグロの来遊というのはなかなか見通せない、不確定要素が多いという中で、貼り付ける傾斜配分をするにもなかなか根拠が難しいよねという話になりまして、まずは12月の均等割でやってみて、そして情報を得た上で、改めるのであれば令和8年度に適用していこうと。このような議論になった経緯を御紹介をしておきます。

それと、下の方に点線で囲っております参考として、本年度の今の実績を書いております。令和7年1月8日時点の数字でございますけれども、今年は40トンの留保枠で運用しておりますが、現時点で38トンという状況でございます。この38トンについて、今のシーズン自体はもうクローズしておりますけれども、採捕禁止になっておりますけれども、3月31日まで漁期はありますので、その間にもクロマグロ遊魚の違反等々あれば、ここにまた積み上がっていくこととなりますので、現時点版としますと38トンまで積み上がっているという状況でございます。

それと、3ページ目へおめくりください。横置きの資料1－4でございます。

資料１－４は、今、御説明した委員会指示を新旧対照表で整理したものでございます。ちょっと細かい字で恐縮ですけれども、右側に改正前、左側に改正後というような整理でございまして、構成を若干変えております。右側の改正前の３ポツ、「くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限」のところを御覧いただきたいんですけれども、この（１）と３と４といいましては、正しくその採捕の制限について記載でございしますが、（２）の部分だけが報告に関する記載になっております。若干構成として座りが悪いところありますので、左側の改正後では、４に報告の事項というのを単独で設けまして、右側にある３の（２）をそのまま移しております。移した上で、先ほど御説明したように、令和７年度は報告事項が増えますので、そういうのを漏れなく記載をしているのが大きな変更点でございまして。

もう一つ、右側の改正前の３の（２）の２行目に、報告をする先として、「水産庁の沿岸・遊漁室」に報告しなければならないと書いてございまして。これは厳密に言いますと、水産庁は事務局でありますので、報告先は委員会であるということでありまして、左側の４の報告の（１）の２行目に、「委員会」に報告をすると改めております。

続きまして、資料をもう一ページ、４ページ、５ページ目おめくりください。資料１－５でございまして。

資料１－５は、今申し上げた新旧対照表のものを委員会指示の体裁に直したものでございます。これも全て今の新旧対照表と平仄（ひょうそく）を合わせております。

それと、次の資料１－６を御覧ください。資料１－６は、先ほど申し上げた委員会指示に関連して作成する文書の二つ目でございまして。こちらは採捕に関する事務取扱要領でございまして。これについても新旧対照表で整理をしております。右側に改正前の状況、左側に改正後の状況でございまして。

要点を御紹介しますと、一つ目は、右側の改正前の１ポツの「くろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告方法」として、（１）から４まで書いてございまして。改正後の方では、この（４）にありましたファクシミリによる送信というのを、これは削除をしております。昨今の政府のデジタル化推進の観点からも、指導によるファクシミリの送信というのを原則的には削除をさせていただいております。もちろん電子的な手法になかなか対応できない方がいらっしゃれば、その方には個別に御相談いただければ、最善の手法というのを御紹介をしたいと思っております。

それと、２ポツの報告に関する留意事項につきましては、改正後の左側の２ポツにおいて、赤字で随分多く書いてございまして、留意事項を充実させております。先ほど

御説明したように、計量方法についての留意事項ですとか、2ポツにあります、写真を撮るときにはメジャーなどを当てて写真を撮ってもらって、センチメートルで報告してもらうこと、そして（3）のように、陸揚げした場所については都道府県名ですとか場所、港の名前を書いてもらうこと、5番にあります住所や氏名を証する書類の写しについては、運転免許証を写した写真ですとか、場合によればPDFだとか、そういうものもあろうかと思えますけれども、それについての留意事項を書いてございます。

それと、3ポツの個人情報等の取扱いでございます。個人情報の取扱いにつきましては、現状でも報告者から頂いた個人情報を扱っておりますので、右側の現行にもありますように、個人情報保護法に準拠した扱いというのを徹底をしておりますけれども、左側においては、若干一部、「都道府県」という言葉を左側の下から2行目に追加をしております。これは、頂いた採捕報告の情報というのを状況によっては都道府県とも共有をして、取締り等々にも活用していきたいと想定しておりますので、そういうことも念頭に、都道府県に対して提供することがあるということを明確にしたところでございます。

それと、次のページ、7ページをお開きください。7ページには、この事務取扱要領の別紙様式を付けてございます。こちらを報告する方は、水産庁のホームページからダウンロードをして、記入をして報告していただくと、このような段取りになります。

続きまして、ページの8ページ、資料1－7をお開きください。こちらは、今、新旧対照表でお知らせをした事務取扱要領をそのまま要領（案）として整理をしたものでございまして、今御説明をした新旧対照表と全て平仄（ひょうそく）を合わせております。

最後のページ、12ページをお開きください。12ページ資料1－8でございます。1－8は三つ目の文書でございまして、違反者への対応方針（案）でございます。

これにつきましては、特に1ポツにつきましては、秋の広調委で、委員会として関係者に対して出頭を求めたり、必要な報告を聴取することができるような規定にしましておりますので、これも含めて従来どおりの書きぶりになっております。

すみません、恐縮ですが、また資料1－1に戻っていただきたいんですけれども、資料1－1で、今、2ページ目、この令和7年4月から始まる新たな漁期に向けての委員会指示の案の概要でございます。

続きましては、3ページ目をお開きください。3ページ目は、先ほど御説明した今後の新規の管理措置について、二つ、届出制とキャッチ・アンド・リリースの扱いについての資料でございます。

まず、ページ、3ページ目は届出制のことをごさいまして、上に丸印で3行ほど書いてございます。現在、クロマグロ遊漁の全体像が不明であることを踏まえ、全体像を把握することを主な目的として、以下を内容とする委員会指示による届出制を令和8年4月1日から新たに導入をするということで、合同会議では意見の一致を見てございます。

ここに至る前、特に第3回目の合同会議の議論では、4時間を超える長丁場になりましたけれども、その際には、例えばこの4月から、あるいは夏ぐらいから直ちに届出制を導入して、くろまぐろ遊漁の全体像の把握に着手すべきであると、そういう御意見も頂いております。一方で、しっかりとした制度にするためには十分な周知期間を設けるべきであると、そのような議論、いろいろな議論がありまして、最終的には業界団体等とも協力をしながらしっかりとした周知を行って、1年後の令和8年4月1日から届出制を導入するというので、合同会議では意見の一致を見たところでございます。

具体的な内容としますと、左側には、クロマグロを採捕しようとする遊漁者でございます。右側には、そういう者を案内しようとする遊漁船業者又は漁船以外の船舶を運航する者、プレジャー・ボートの者でございます。このように分けておりまして、届出の内容としますと、基礎的な情報、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、これは共通でありますけれども、者につきましては、左側であります、使用する予定の船舶、遊漁船に乗るのかプレジャー・ボートを使うのか、その辺の予定船舶を、あるいは、それと出入港の予定場所を、任意でありますけれども、分かる範囲で届出をしてもらうということを考えております。

そして、船舶につきましては、右側でありますけれども、基礎情報に加えまして、船名、遊漁船の場合であれば、遊漁船の登録番号、プレジャー・ボートであれば船舶番号、それと出入港の予定場所を届出をしてもらうということでございます。この船舶番号につきましては、先ほど御説明したとおり、船舶番号が分かりますとそのプレジャー・ボートの索性というのが分かりますので、こういうこともこれからのクロマグロ遊漁の管理には大きく活用できるんじゃないかと考えております。

それと、左側にあります受付の期間、届出の回数につきましては、まずはその届出の回数としますと、委員会指示の有効期間中に1回、者については届出をしてもらうことを考えております。この委員会指示の有効期間であります、4月1日からの方針が決まった段階でありますので、まだ委員会指示の具体的なものまでは出来上がっておりませんが、現状では1年間の有効期間を考えております。ですので、採捕しようとする者につ

きましては、1年間の有効期間のうちに1回届出をしてもらうということを考えております。

その届出を受付する期間としますと、者の場合については、採捕しようとする日の1営業日前までにということを考えております。者によりますと、例えば令和8年4月1日早々にもう秋の釣行予定が決まっている方があれば、その時点で届出をしてもらっても構いませんし、また今年はクロマグロ釣りをするぞという強い意思があるのであれば、もうその時点で届出をしてもらっても構わないと思っています。また、一方で、具体的な日取り・船が決まった段階、例えば前日ですとか3日前ですとか、そういう短いタームで届出をされるのもあり得るだろうということで、いろいろ様々な釣りの形態に応じて対応するというので、採捕しようとする日の1営業日前までに委員会の方に届出をしてもらうということを考えております。

船舶につきましては、受付期間中に1回ということを考えております。この受付期間中については、右側、まだ空欄になっておりますけれども、これにつきましては期間を定めて、4月1日が始まる前にあらかじめ届出をしてもらおうと考えております。このクロマグロ遊漁につきましてはほぼ全ての方が、一部例外あるかもしれませんが、船舶を使ってクロマグロ遊漁をする実態にありますので、あらかじめどこにクロマグロ遊漁をする遊漁船あるいはプレジャー・ボートがいるのか、その辺の分布というのをきちっと把握するということは、クロマグロ遊漁の管理をするには非常に重要でありますので、この令和8年4月1日が始まる前に一定の期間を設けて、届出をしてもらうということを考えております。

それと、届出の方法につきましては、電子フォーマット、メール、アプリなどを考えております。加えてシステム、これは水産庁の方で24時間どこからでもスマートフォンなどを使って届出ができるシステムを今開発しているところございまして、時間的なスケジュールでいいますと、令和7年末ぐらいちょっと掛かりそうなので、この令和8年4月1日にうまく間に合うように対応していきたいと考えております。

それと、未届け者への対応につきましては、届出を行っていない者はクロマグロを採捕してはならないということも書いてございます。一番上に届出の対象者としまして、クロマグロを採捕しようとする遊漁者は届出をすることになりますので、裏返しますと、届出を行っていない者がクロマグロを採捕してはならないということになるわけでありましてけれども、常識的に考えればそういうふうになるんですが、中にはそのように考えない方が

いるかもしれないということも想定して、未届け者への対応ということで、明確に届出をしていない者はクロマグロを採捕してはならない、またクロマグロを意図せず採捕した場合には直ちに海中に放流しなければならないということも、きちっと書き込もうと思っています。

そして、船舶についても同様でございまして、届出を行っていない者は、遊漁によりクロマグロを採捕しようとする者を漁場に案内してはならないと明確に書こうと思っています。

最後に、ページ、4ページでございます。こちらはキャッチ・アンド・リリースについてでございます。

キャッチ・アンド・リリースの扱いにつきましては、冒頭書いてありますとおり、委員の間で意見が分かれておりまして、現時点では収れんを見た現状でございせん。主な意見として六つほど書いてございます。

キャッチ・アンド・リリースが認められれば釣り人の不満は解消されるし、一方で、クロマグロを持ち帰りたいと考えている遊漁者も大事にする必要があるんだということ。

二つ目は、採捕の期間中に一定数量に達した段階でキャッチ・アンド・リリースに切り替える方法を併用すれば、少ない配分量でも遊漁船業者は長期間営業できるようになるという意見もございました。これは具体的なイメージで申し上げますと、令和7年度は60トンの数量管理されていますけれども、例えば50トンまで積み上がった場合に、残りの10トンをキャッチ・アンド・リリースにすれば、長期間営業ができるんじゃないかと、そういう御提案が遊漁関係者からもございました。これにつきましては、キャッチ・アンド・リリースで10トンを管理するときのやり方についてはいろいろな課題があるということで、まだまだ議論が収れんを見ていないという状況でございます。

そして、3ポツ目にありますように、漁業関係者からは、漁業者は採捕停止命令が出たら、定置網漁業ではほかの魚が逃げることを覚悟の上で網を上げている実態ですとか、漁船漁業では漁場を移動して、そもそも目的操業にならないようにしていると。このような漁業とのバランスを考慮すると、採捕禁止後の遊漁のキャッチ・アンド・リリースについては反対であるという意見も多数出されております。

そして、五つ目にありますように、キャッチ・アンド・リリースの考え方というのは、クロマグロ以外の遊漁の管理の在り方にも影響する可能性があるので、導入に当たっては慎重に議論すべきであるという御意見だとか、一番下であります、それぞれの地域で漁

業者は操業期間禁止などのルールを定めているけれども、それを無視して遊漁する者が特にプレジャー・ボートに見られ、漁業者が憤っていると。それぞれの地域の漁業者と遊漁者がお互いにリスペクトして、話し合っていくことが大事である。このような意見が出ております。

また、冒頭に申し上げたように、令和7年4月から始まる委員会指示の部分については、今、御説明したように議論の収れんを見たところでありますけれども、届出制につきましても若干積み残しがあるということ、キャッチ・アンド・リリースについては引き続き議論が必要であると、このような状況でございます。合同会議につきましては、この2月の段階で計3回の開催をしまして、一定の成果を見たところでありますけれども、4月以降の扱いについても、状況を見ながらまた合同会議の開催のタイミングというのにも検討してまいりたいと考えております。

以上、長時間になりましたけれども、私から説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○北門会長 城崎室長、どうも御説明ありがとうございました。

議事の途中ではありますが、魚谷資源管理部長が御到着されましたので、開催に当たり御挨拶を頂きたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○魚谷資源管理部長 皆さん、おはようございます。資源管理部長の魚谷でございます。せっかく水産庁の説明が終わってこれから議論というところで、話の腰を折るようなタイミングになってしまい、誠に申し訳ございません。

それでは、私の方から第42回の太平洋広域漁業調整委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

この委員会は、我が国周辺水域における水産資源の管理を的確に行うために、都道府県の区域を越えて広域的に分布・回遊をし、かつ漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、平成13年の漁業法改正により国の常設機関として設置をされた委員会でございます。これまで委員会では、複数都道府県にまたがる海域を回遊する資源の管理についての検討、資源管理措置の適切な実施を担保するための委員会指示の発動、関連する漁業調整を通じまして、クロマ

グロを始めとした広域資源の管理に重要な役割を果たしてきていただいているところでございます。本日は、太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について、さらに、太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について御審議を頂くこととしております。

我が国の資源管理については、平成30年の漁業法改正により、最大持続生産量を達成する水準に水産資源を維持し又は回復させることを目標とし、目標達成のための手法は、漁獲可能量、TACによる管理を基本とするとされております。このような中で、広域漁業調整委員会の調整機能あるいは委員会指示といったものは、引き続き重要な役割を果たしていくものでございます。これからもその機能が発揮されるよう、必要な情報提供を事務局たる水産庁としても行ってまいりたいと考えているところでございます。

今後とも関係者の皆様の意見をお聞きしながら水産政策の改革を進め、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造の確立を目指してまいりたいと考えております。引き続き御理解と御協力を賜りますよう、この場をお借りしまして改めてお願い申し上げます。

最後に、本日の委員会が実り多いものとなり、資源が将来にわたって持続的に利用できる体制づくりの一助となることを祈念いたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○北門会長 魚谷部長、どうもありがとうございました。

それでは、議事に戻りたいと思います。

先ほど城崎室長の方から、クロマグロの委員会指示第49号につきまして、特に運用方針、それから採捕に関する事務取扱要領、そして違反者への対応方針、また令和8年度から導入が予定されております届出制について御説明を頂きました。それぞれ経緯も含めまして、丁寧に御説明を頂いたと思います。また、3回にわたる議論、そして最後の議論、委員会は長時間にわたったということですが、御議論どうもありがとうございました。くろまぐろ遊漁専門部会及び合同会議には、本委員会の委員の高田委員にも御参加を頂いているところですが、委員の皆様から御質問、御意見等を頂く前に、もし高田委員の方から補足で説明するようなことがありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高田委員 高田です。

この会議、12月から始まり、今日まで3回会議を開きました。その中でもまだ細かいやつはウェブでやったりしたんですけれども、とにかく今回の7年に間に合わせるというこ

とで、いろいろの中で今回、6年と違う、大分、私は進んだと思うんですよ。その中でやはり残したことは、これからこの先のことの方がもっと大事であって、これがまず第一歩だと思うんですよね。それで、この話した相手がみんな遊漁船を使って乗っていく人たちなので、遊漁船は各都道府県なり漁協なりが把握しているところで、この方たちはまだ話ができると思うんですけれども、やはりこの先くろまぐろを遊漁で釣るというのは、プレジャー・ボートが出てくるので、そこのところをちゃんとしていかないと、せっかく今回これをやったんですけれども、そこにも徹底していかなければならないというのが一番感じたところです。これ、遊漁船を使って釣りに行く人は、ある程度話をしてみたら漁業のことも少しは分かっていたようなので、まずここが突破口じゃないのかな。それで、やはり残したことを、やっぱりせめて一つずつ話をして、もう少しまたやるうちにもっと課題が見つかってくれば、それに対して話をしていかなきゃならないと思うので。

感じたことは以上です。

○北門会長 高田委員、どうも御出席、それから御議論ありがとうございました。また、率直な御意見賜りました。ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見等がありましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。御意見等ございましたら挙手を頂いて、御指名の後、御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

高濱委員、お願いします。

○高濱委員 専門部会での意見、ウェブで聞かせていただきました。大変な御議論で、高田委員は本当にいろいろと汗までかいて長い時間わたって、中身の濃い話だったなと思って見ていました。

この話ですが、これからのこの先のことがやはり大切だと話を聞いていて思いました。日本の漁業制度というのは、こんなことを水産庁さんの前で言うのは、釈迦に説法みたいな話で恐縮なんですけれども、歴史の積み重ねによって作られたものです。昔、誰の本だったか、漁業制度は、鎌倉時代の封建制度に絡んで始まり、江戸時代に確立して、明治漁業法となって、制度改革なりで近代の漁業制度になったという話があって、時代が変わって制度が変わっても、連綿として昔からのその考えが引き継がれて、今日の魚を獲るというルールが出来上がっていると理解しています。その話合いで作り上げてきたのは、これまでは漁業者が主体だったというふうなこと、そういう理解です。

これらを踏まえ、前掛かりになって交渉、仲介、調整、ルールづくりまでしようとする

るのは、最近スピード感重視の言葉も使われますけれども、こんなかたちでどんどんやろうとすると、どうしても無理が生じてしまうんじゃないかなというふうにも思った次第です。中には不文律、暗黙の了解というのもこれまでの漁業の中ではあったとも思いますが、それがあある意味、過去の経緯などというふうなものというふうにも私は理解しています。今後、漁業者さんと遊漁者が協力しながら、いろいろと難しいことを言われるかもしれないけれども、歴史や過去を踏まえてもらって、長期的に、しかも焦らないでやっていただくことが漁業者さんと遊漁者の共存につながるんじゃないかなというふうに思った次第です。

このような言い方すると、あまりにも漁業者サイドに立った言い方で、遊漁者をばかにしているんじゃないかと、思われるかもしれないんですけれども、私、確かに県の委員としてここには来ておりますが、以前お話ししましたように、私は全釣協さんの下で釣りインストラクターやフィッシングマスターの資格を頂いている者です。釣り人の意見であるということも一言付け加えさせていただきたいと思います。

以上です。

○北門会長 高濱委員、高所からの御意見、ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

井上委員、お願いします。

○井上委員 今の説明の中で遊漁者に60トンということをちょっと聞いたんですけれども、これ何を根拠に60トンと決まったんでしょうか。

○城崎沿岸・遊漁室長 ありがとうございます。水産庁、城崎でございます。

この60トンにつきましては、大型魚の漁獲枠が1.5倍に増えた中で、水産政策審議会のくろまぐろ部会で特に秋を中心に様々な議論が行われました。その中で遊漁につきましては引き続き留保枠の中での扱いをするということで、その中で現状の40トンから、クロマグロの大型魚の増加分を考慮して、60トンで管理をしましょうということで決まったと、このように理解をしておるところでございます。ありがとうございます。

○井上委員 もう決まったことは仕方ないんですけれども、あと、この全体、我々日本全部のマグロの小型魚でも4,400トン、大型魚で8,400トンですか、約ね。これだけあるのを、言うなればこの大臣許可と都道府県許可というふうに分けてありますよね。そうすると、この大臣許可というのはまき網さんとか私どもとか近かつさんとかであると思うんですが、都道府県許可になると、曳き縄とか釣りとか定置網ですか、そういうのがあると思うんで

すよ。それで、遊漁者も釣りですから、そこを、今回は決まったから仕方ないけれども、次からトン数割でも国の方から均等割にして作って、そして決めていただければ、ほかの漁業者さんからもいろんな小言、文句は出ないんじゃないかなと思うんです。

我々としまして、この間総会をやったばかりなんですけれども、ペーパー船も入れれば大体60隻、操業船が大体40隻ぐらいあるんですけれども、それでも小型魚で3.3トンプラスされて44トン、大型魚でも10.8トン足されて32トンとなっているんですよ。漁業者は、だから、これくらいのトン数ですから、もう100キロぐらいのマグロ1本あれば、もうあとは1年のうちに獲れない、海に返さなきゃなんないと。そういうような厳しい状況になってくるんですよ。これからもなると思うんです。

ですから、今回の場合はもういろいろ協議の結果が決まったんでしょうけれども、次に決めてもらうとき、届出制でいいとか、今、説明がありましたけれども、実績もないのにこういう届出制でいいとか、そういうのはやっぱり漁業者にとっては筋が通らない話じゃないかなというようなことも感じるんですよ。ですから、これからは、まだ始まったばかりだし、まして来年の4月からのこれ始まりなんでしょう、遊漁船は。それがまだ1年以上あるし、検討する余地が十分あるんじゃないかなと思うんですけれども。

ひとつそのところを、漁業者がどれだけ苦勞してマグロを獲っているかということも、もう一つ入れて頭に入れていただくことと、それと漁業者が今かなり減っていますよね、最近。国としては、船はリース事業とか、それから今度、人は各県でやっている担い手なんかもやってもらっているんですよ。ですから、そういうのがあって漁業者も増えてきているところもあるし、ましてそういうのをやっていただいていることに関しましては本当に感謝しているところでございます。しかし、マグロの場合はまだ来年も、今、御承知だと思いますけれども、サバも減りました。もう3割です。イカはほとんどいなくなりました。これもやはりマグロが多くなっているのは間違いありませんよ。我々の漁業者は大体、三陸沖をやって、それから大間の近くまで行くんですけれども、もう、この間も言ったと思いますけれども、マグロでナブラを打つてるといように増えているんです、状況は。

そういうことも学識経験者さん方の前で言えば、漁師が何言っているんだと言われるようなこともありますけれども、実際増えているのは増えているし、来期の場合はそういう国の枠を均等割して、そしてその均等割した中から遊漁船とかプレジャー・ボートとか、そっちの枠も取るようにしてもらいたいというのが我々漁業者の希望でございますので、どうかよろしくお願いをいたしたいと思います。

以上です。全国流し網協議会の代表で来ました井上です。遅くなりました。ありがとうございました。よろしくどうぞ。

○北門会長 井上委員、どうもありがとうございます。

城崎室長、お願いします。

○城崎沿岸・遊漁室長 ありがとうございます。

クロマグロの漁獲枠の配分につきましては、これは水産庁、全庁的に対応しておりますので、今の井上委員の御意見についてはしかるべく伝えてまいりたいと思います。

あと、私の方は沿岸・遊漁室として遊漁の管理をしてございます。遊漁についてはまだ大臣枠だとか都道府県枠だとか、そういう枠のレベルではございません。これはさきの水産政策審議会のくろまぐろ部会でも、まだ実態が何も分からない中では枠という議論は時期尚早であると、そういう御意見も頂いております。そういう中で、クロマグロ遊漁の実態、クロマグロ遊漁を楽しんでいる方もいらっしゃるわけでありまして、これまで彼らなりに小型魚の全面禁止にも協力してきたという経緯もございますので、一定の扱いをするということで、60トンの数量を留保枠の中で扱う、言わば国の直轄で管理をしていくと、そういう扱いになってございます。そして、具体的なやり方については、この広調委の委員会指示で対応するということになりますので、ここの取組をしっかりとすることが、やはり今おっしゃったように、遊漁に対する漁業者の理解の向上にもつながるものだろうというふうに思っております。

もちろん私ども水産庁としまして、クロマグロ遊漁を管理をしていくということは皆様とベクトルは一緒でございまして、さきに公表しました水産資源のロードマップにおいても、管理の高度化をまずは進めるんだという表明をしてございます。先ほど高濱委員からもお話があったように、そこはスピード感というところよりも、漁業とのバランスというものを十分踏まえながら、一步一步前に進めていきたいと思っております。

その上では、まずは令和7年4月の漁期については、いろいろな強化策を盛り込みました。遊漁側からすると負担が多くなることは事実だと思いますけれども、それは漁業者の方々がこれまで一枚岩になってやっている取組と平仄（ひょうそく）を合わせる意味でも、遊漁者にも協力いただかなくてはいけない部分だと思っておりますので、これについては十分理解を得るようにしてまいりたいと思っております。

また、令和8年の4月、1年後には届出制が導入することが今、検討がされております。この届出制をすることで、これまでクロマグロ遊漁を楽しむ人、あるいはそれに使われる

船がどこにどれぐらいいるんだろうということが皆目分からない状況でありますので、そういう全体像を踏まえることがこれから先の管理の方策の検討のベースになってくると思っていますし、避けて通れない部分だと思っておりますので、まずは届出制を導入して全体像を把握して、その上でその次の管理の在り方というのもしっかり考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○北門会長 城崎室長、どうもありがとうございます。

魚谷部長、お願いします。

○魚谷資源管理部長 クロマグロの配分全体の話についてもありましたので、私の方から補足で説明させていただきます。

クロマグロの配分については、御承知のとおり水産政策審議会の下にあるくろまぐろ部会というところで配分の考え方を取りまとめていただいて、それに基づいて配分をしているという経緯がございます。そういう中で昨年のW C P F Cで小型魚10%、大型魚50%の増枠が決まったということで、それに合わせてくろまぐろ部会の方の議論を3回ほどやりまして、その結果として新しい配分の考え方に基づく配分に今管理年度からなっているという状況でございます。

基本的な配分の考え方ですけれども、基本は近年の実績をベースとしつつも、いろんな考慮すべき事項について考慮する形での配分ということになっておりまして、これについては丁寧な議論、結果として皆さんまだまだ足りない、不満だという意見、それぞれの都道府県あるいは大臣許可漁業の方でお持ちだというのは理解はしておりますけれども、しっかりした議論の下に取りまとめられた考え方に基づく配分ですので、これについては当面の間はこの配分を続けていくということでございます。

一方で、この見直し、これは一定期間後あるいは次の増枠のときというふうに、配分の考え方にも書かれていたかと記憶をしておりますけれども、実質的にはなかなか増枠とかそういったことがないと、見直すというのは難しいのかなというのが実態かと思います。そういう中で、どういうことを踏まえて見直すのかという中に、遊漁については、正確な文言になっているかどうかはあれですけれども、たしか、遊漁の管理の高度化の状況というのを、その考慮要件の一つとして明記していたというふうに記憶をしております。

ですので、今後この配分の考え方を見直す時点で、このクロマグロに関する遊漁の管理の状況はどうなっているかということも踏まえて、その時点の遊漁の枠というか、遊漁に

充てる数量をどうするかということも検討されるということで、先ほど城崎の方から申し上げましたけれども、昨年の議論ではまだなかなか遊漁については管理がしっかりになっていない、あるいは組織化もされていないという中で、要は、しっかりした枠にする、あるいは枠を増やすということについて、時期尚早じゃないかというような御意見もある中で、今回は40トンから60トンにしたと。一方で、この点は強調しておきますが、小型魚については遊漁は禁止と。採捕できないという状況になっておりますので、そういうことも踏まえて、大型魚については1.5倍の40トンから60トンにしたという経緯があるということでございます。

枠の配分の見直しについては先ほど申し上げたとおりですので、当面の間は今回決めた配分の考え方に従って配分を行っていくということでございます。

以上でございます。

○北門会長 魚谷部長、どうもありがとうございます。現行の配分枠に至った経緯、それから考え方について御説明いただきました。どうもありがとうございます。

ウェブ参加の方でもし手挙げていらっしゃる方いたら、ちょっと確認をしたいんですが、事務局、いかがでしょうか。

いらっしゃるようですので。井上委員、お願いします。

○井上委員 先ほどの井上です。

申し遅れたのは、この取締り、管理ですね、これを今の現状で行った場合には、今現在であれば我々の漁船は、市場でちゃんと来て水揚げが終わったのを見て、そしてこの船に乗ってきて魚倉の中も見るといような、そういう管理をさせていただいております。そういう管理をこの大臣許可の船にはしておられますけれども、遊漁についてそういう管理というのは大変じゃないかなと思うんですよ、水産庁では。まして都道府県でやるというのであればまた違って来るんでしょうけれども、やはりこのTACというのは管理、それから取締りというのはもう切っても切れないことですから、そちらの方もちゃんとやっていただくようお願いをしておきたいと思います。よろしくどうぞ。

○北門会長 井上委員、どうも貴重な御意見ありがとうございます。監視に関する御意見だったと思います。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

議論の交通整理のために、先ほど城崎室長の方からは広域漁業調整委員会指示第49号の案、それから届出制の導入に関する案について御説明がありました。まずは皆様の方に資

料1の表、2ページ目ですね、スライド2にまとめられています措置の見直しの概要、それから資料1－2から1－8でまとめられております49号の見直し案について、皆さん御承認を頂きたいんですけども、いかがでしょうか。

この見直しの表でまとめられている報告内容に関してですけれども、違反等が、あるいは虚偽申告等、虚偽の報告等が生じにくいように、いろいろ措置をしていただいたと思います。ありがとうございます。その中で、計測、報告項目に重量、それから尾数のほか、尾さ長が確認できる写真とか計量方法とあって、情報があると思います。先ほど城崎室長の方から御説明ありましたけように、体長、尾さ長から重量換算をする、そういう計算方式もあるということですが、万が一報告された尾さ長と重量とでどうも合わないなということがもし起こった場合に、そういう判定をどうされるのかということと、もしおかしいことが起こったときにされる措置の仕方について確認ができればと思うんですが。

○城崎沿岸・遊漁室長　ありがとうございます。

今回、重量と尾さ長の両方取ること、換算表でその突合ができるというふうに思っております。両方の例えば換算表から割り出した重量と齟齬がある場合は、やはり基本的にはまずこの報告される方に問合せをして、クロマグロの状況をまず詳細に聞き取るんだらうと思います。当然、魚体の太っているか細いかでも違うでしょうし、えら・腹はどういうふうになっているのかという話もあるでしょうから、そういうのも個別に見極めながらどちらの数量を取っていくのかと、そういう判断になろうかというふうに思っております。

○北門会長　そういう問合せがあるということもどこかに明記されるというわけではなくて。

○城崎沿岸・遊漁室長　問合せといいますか、私どもの方で尾さ長で換算表で重量を出して見て、それとその報告された重量が違うのであれば、そこを水産庁の発意としてその報告した人に問合せをします。そういう段取りになろうというふうに思っております。

○北門会長　その手続に関しては特に記載は今のところされていないということですね。

○城崎沿岸・遊漁室長　はい。そこは水産庁の運用でやらせてもらっております。

○北門会長　分かりました。重量ベースの運用になりますので、そこをしっかりと見ているよということをメッセージとして上げないと、ズルするわけじゃないんですけども、そういうことが起こらないような枠組みになればなというふうに思いました。ありがとうございます。

○城崎沿岸・遊漁室長　ありがとうございます。

水産庁でもこの仕組みが1か月後の4月から運用されますので、十分な周知に努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○北門会長 ありがとうございます。

先ほど城崎先室長の方からも御説明ありましたが、今年運用していった、見直しが必要な点が出てくれば、次年度以降に更に修正等を加えられるということかと思います。それは月ごとの配分に関しても、今、均等割ということですが、今年の運用状況を見て、どうしても傾斜配分等が必要になってくるというふうなもし議論があれば、見直しも検討いただけるということかというふうに思います。

それでは、皆様、先ほどお話ししましたけれども、改めまして太平洋広域漁業調整委員会指示第49号につきまして、皆様、反対意見等ございますでしょうか。承認頂けますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本委員会として太平洋広域漁業調整委員会指示第49号を本日付で発出するとともに、時期別の採捕数量に関する運用方針、遊漁者等によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領、及び遊漁者のくろまぐろの採捕の制限への違反者への対応方針を本日付で制定することといたします。また、今後、事務手続上、軽微な修正等があった場合には、会長一任とさせていただきたいと思います。事務局においては、委員会指示についての事務手続と官報への掲載をお願いいたします。

次に、令和8年度からの導入が提案されておりますクロマグロ遊漁に関する届出制の導入について、御質問、御意見と、先ほど少しありましたけれども、改めましてもしございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。実態把握のためということです。

高田委員、お願いします。

○高田委員 これは罰則規定はあるんですか。

○城崎沿岸・遊漁室長 ありがとうございます。

罰則規定も、委員会指示ですので直罰がないというところは変更ありませんけれども、最終的には罰則まで規定をされているところでございます。

○北門会長 高田委員、どうも御確認ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。ウェブ参加の方ももし御意見等ございましたら、挙手のボタンを押してお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、届出制の導入につきまして、承認いただけるかどうか確認したいと思います。

反対意見のある方、音声又はチャット等で意見を表明していただきたいんですけれども、いかがでしょうか。御承認いただけますでしょうか。

特に反対意見ございませんので、本委員会としてくろまぐろ遊漁に関する届出制は令和8年4月から導入することで承認をしたいと思います。事務局におかれましては、釣り関係者の協力を得ながら、周知の取組を今からしっかり行っていただきたいと思います。また、届出制に係る委員会指示については、くろまぐろ遊漁専門部会で最終的な案を整理した上で、基本的には11月の本委員会で審議・決定をしていきたいと思います。事務局におかれましては、引き続き対応をよろしくお願いいたします。

皆様、ありがとうございます。それでは、議題1を終了したいと思います。

続きまして、議題2、太平洋南部キンメダイに関する委員会指示についてです。

事務局より資料の説明をお願いいたします。

○番浦課長補佐 事務局の水産庁資源管理室の番浦でございます。

では、資料2-1を用いて説明をさせていただきます。

一番上の方に、太平洋広域漁業調整委員会指示第50号（案）の概要と記載してあります。

下のところ、冒頭のところに記載がございますけれども、ここではどういう指示の内容かといいますと、皆様、既に御存じかとは思いますが、キンメダイを獲ることを目的とする刺し網漁業につきましては、太平洋の公海においては大臣の許可、それから各都県の管轄海域におきましては漁業権漁業又は知事許可に基づいて営まれております。それ以外の我が国の排他的経済水域、領海及び内水、いわゆるEEZでは自由漁業として営まれているということでございます。ここで、キンメダイの資源の管理・回復を図るためには、EEZ内の漁業についても一定程度の規制を設ける必要があるということで、この委員会指示によって引き続き規制を継続するために、今回御審議を頂きたいというものでございます。

具体的な内容につきましては、1ポツ、操業の承認以降にございます。この中では概要のみ記載しておりますけれども、1の操業の承認については、規制海域においてキンメダイの底刺し網を営もうとする者は、使用する船舶ごとに広調委の承認を受けなければならないとされております。規制海域の定義は（1）のところに記載がございまして、キンメダイ底刺し網漁業の定義に関しては、（2）に記載があるとおりでございます。規制海域に関しては、下の方の図に網掛けで記載されている箇所となります。

また、2ポツの承認の対象者でございます。ここで「委員会指示第45号の承認を受けて」

とございますが、ここは誤りがございまして、これは「47号の承認」の誤りでございます。後ほど出てくる委員会指示の本文の方には誤りはありませんが、ここでこの資料の修正を口頭でさせていただければと思います。後日、掲載している資料の差替えもいたしますので、そのところ御了承いただければと思います。申し訳ございませんでした。

続きまして、広調委の指示の本文となります。2ページ目以降に記載がございます。

この広域漁業調整委員会指示は1年ごとに行いますので、変更箇所に関しては年月日及び指示番号の更新となります。このため、内容自体の変更はございません。なので、個別の説明に関しては割愛をさせていただきまして、次ページ以降、4ページ目以降に関連の書式のものがございます。

4ページ目です。きんめだい底刺し網漁業承認証がございます。

5ページ目では、その記載例がございます。

続きまして、6ページ目です。ここは船体への表示の例がございます。

ここで、誠に申し訳ありません、下の方に、「③暴力団員等がその事業活動を支配する者」という、ちょっとこの船体表示の例とは全く関係ない文章が入ってしまっているんですが、ほかの文章に出てくるものがなぜかここに入ってしまったっておりまして、この部分を削除いただければと思います。申し訳ありませんでした。

続きまして、7ページ目、8ページ目のところでございます。きんめだいの底刺し網業の承認に関する事務取扱要領でございます。ここに関しても指示番号とあと年月日以外の変更のところはなく、内容自体に変更はございません。

9ページ目、別表となります。きんめだい底刺し網漁業の承認申請等に必要な書類の一覧表でございます。ここに関しても変更はございません。

続きまして10ページ目、きんめだい底刺し網漁業承認申請書となります。

11ページ目、船舶使用承諾書となります。

12ページ目、適格性に関する誓約書となります。

13ページ目、代表者選定届となります。

14ページ目、年間操業計画書となります。

15ページ目、廃業届となります。

16ページ目が紛失届となります。

17ページ目が相続同意書となります。

18ページは、きんめだい底刺し網漁業の漁獲成績報告書の様式が掲載されております。

これらの内容で引き続きキンメダイの底刺し網漁業に対する委員会指示を発出させていただきたいということにつきまして、御審議をお願いできればと思います。

○北門会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等がありましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。

高田委員、お願いします。

○高田委員 高田です。

この船の水揚げって分かりますか。要は、また引き続きやるんですよね。それなのに漁獲量とか全然分かっていないので、どうなっているのかなと思って今質問しましたけれども。

○北門会長 高田委員、どうもありがとうございます。

番浦さん、お願いします。

○番浦課長補佐 事務局の番浦でございます。

後ろに参考の資料として付けておりまして、太平洋南部キンメダイの広域資源管理という資料を参考として付けておりまして、この資料自体は11月の太平洋南部会場で一旦御説明をさせていただいた部分もありまして、参考という方向に回したという経緯がございます。すみません、ちょっと冒頭に御説明すべきであったかもしれませんが、その点、申し訳ありません。

その3ページ目の資料の中に、キンメダイ底刺し網漁業、委員会の承認分の漁獲量という記載がございます。ここで令和5年分までの漁獲量の集計の量が載っております。ここを御覧いただければと思います。

○北門会長 番浦さん、どうもありがとうございます。

高田委員、いかがでしょうか。

○高田委員 令和5年、大分減っていますよね。これというのは何か要因があるんですか。

○北門会長 水産庁、お願いします。

○番浦課長補佐 すみません、ここの5年の漁獲量がなぜ下がったかというところに関しては、現状は情報を持っておりません。ちょっとここに関しては、後日、調べた上でまたお伝えをできればと思います。

○北門会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

ウェブ参加の皆さんからも特段御意見ないようですけれども、御質問、御意見等いかがでしょうか。

もしないようでしたら、承認作業に移りたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。反対の御意見の方いらっしゃいますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本委員会としまして、太平洋広域漁業調整委員会指示第50号を本日付で発出するとともに、きんめだい底刺し網漁業の承認に関する事務取扱要領を本日付で制定することといたします。また、今後の事務手続上、軽微な修正等があった場合には、会長一任とさせていただきたいと思います。事務局におかれましては、委員会指示についての事務手続と官報への掲載をお願いいたします。

続いて、キンメダイの資源管理に関して事務局から報告があるとのことですが、事務局より資料の説明をお願いいたします。

○番浦課長補佐 続きまして、資料2-2の報告に進ませていただきます。ただ、その前に、今、申し上げました参考の太平洋南部キンメダイの広域資源管理の資料について補足の説明がございまして、南部会においてこの資料を用いて説明いたしましたが、1点変更点がございまして、この資料のうち1から4までに関しては変更は基本的にはないんですけれども、5、関係者間の連携体制に関して、少し直近の状況を踏まえて修正をしております。

この中で、皆様御存じかとは思いますが、キンメダイの資源管理に関しては、一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会を通じて議論を重ね、実践してきたというところがありまして、また平成26年からこの協議会の下に漁業者代表部会を設けて、この部会でまた同じく議論をしてきたということがございます。令和6年度の開催状況についてなんですけれども、この漁業者代表部会に関しては、一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会と共に令和7年2月6日に開催しておりまして、その場で水産機構の方からキンメダイの最新の資源評価について説明を行いまして、その後水産庁から令和4年12月に開催された資源管理手法検討部会で整理された意見や論点の対応の方向案、また前年度の漁業者代表部会で頂いた意見の対応の方向案等について説明を行いまして、意見交換を実施したというところがございます。これを踏まえまして、この資料2-2に関しては、キンメダイの資源管理についてということで、先ほど申し上げた2月6日に開催をいたしましたキンメダイの資源管理に関する漁業者代表部会の資料を添付しているところ

ろでございます。

こういった経緯がございまして、この資料に関して簡単に報告をさせていただきます。

まず、進んでいただきまして、資源評価とか資源状況に関しては、6 ページ目を御覧いただけますでしょうか。昨年11月に御説明した内容と資源評価の内容自体は変わっておりませんので、これに関しても簡単な御報告となりますけれども、キンメダイの資源状況に関しては、神戸チャートというところで漁獲圧及び資源の状況自体も緑のゾーンにございます。こういった形で、資源に関しては良好な状況にはございます。

次、7 ページ目です。ここで資源管理手法検討部会で整理された意見や論点の対応の方向案についてということで、水産庁で説明をさせていただいております。ここで下の赤字の注意書きのところにありますけれども、この資源管理手法検討部会で整理された意見や論点、対応方向案に関しては、これまでの水産庁の取組の状況を踏まえた暫定的な対応案でございまして、正式な回答に関してはステークホルダー会合で行うということでございます。なお、ステークホルダー会合の日程は現時点では未定としております。

では、内容に関して進ませていただきます。

8 ページ目に関しては、この資源管理手法検討部会の定義に関して、一応参考までに記載させていただいております。

9 ページ以降に水産庁の対応案がございます。ただ、先ほど冒頭で申し上げたとおり、正式な回答に関してはステークホルダー会合で行うということとしておりまして、また、これは暫定的な案であるということでありましてこれらの事項に関しては、個別に説明を行っていくとかなり時間を要するというところがありますので、御出席者の方におかれてはお時間があるときに御覧いただくとともに、ここでは水産庁が取組を進めているところの主たるポイントのみ御説明をさせていただければと思います。

この手法検討部会で頂いた意見・論点の構成の項目についてなんですけれども、ここは全体でいいますと（１）から（４）までありまして、（１）が漁獲等報告の収集について、（２）に関しては資源評価について、（３）に関しては資源管理について、（４）に関してはステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項についてとございます。この今申し上げた漁獲報告、資源評価、資源管理においては、皆様の御意見の中で多かったのは、このキンメダイ太平洋系群を利用する１都３県以外の漁業を対象とすべきという、そういうような共通した御意見を頂いております。つまり、漁獲報告に関しても、１都３県以外の漁業者の方々のそういう漁獲量を収集すべきであるし、資源評価に関してもそれらを反映

すべきであるし、管理の対象にもそれらの1都3県以外の漁業も含めていくべきであるという御意見があったところでございます。

このため、この漁業者代表部会の説明の中では、水産機構の方からは、1都3県以外の漁業者漁獲情報の収集にも努めておりまして、また資源評価にもこれらの情報を反映する取組を進めているところでございます。また、水産庁としても、1都3県以外の漁業者の方々にも、1都3県の漁業者の方々が取り込まれているところの資源管理の内容を伝えるとともに、TAC管理についても説明を行うなど、取組を行っている旨の御説明を行っているところでございます。

また、キンメダイの資源管理に係る御指摘として、前年度の漁業者代表部会で頂いた御意見も別途ございます。資源管理手法検討部会以外にこの代表部会で頂いた意見というのは、これは資料22ページ目にございます。

前回の漁業者代表部会の中で頂いた主たる御意見なんですけれども、ここでは、自主的管理を評価してほしい、また、②環境変動や食害の影響があり、これ以上厳しい資源管理の必要はない、また、③遊漁の採捕量把握について、1都3県で各々所属の遊漁船業者への働き掛け、情報収集など、できるところから取り組んでいくと、また、プレジャー・ボートは難しいが、小型船舶検査機構を通じて調査を行う方法もあるというような御意見もあったところでございます。また、④小型のキンメダイの漁獲に対応する必要があるという御意見もありました。また、この代表部会と同時に開催をした漁業者協議会においても、⑤のところで、小型魚の保護について沖合底びき網漁業との話合いの場を作してほしい、また、⑥として、愛知県・三重県への小型魚の保護の要請に関しても御意見があったところでございます。

この①から③に関しては、資源管理手法検討部会でも頂いた御意見、論点と共に、同じような御意見ございましたので、これらの御意見と共に対応していく予定でございます。

また、それ以外の御意見、下に三つの点ございますけれども、これらに関しては、小型のキンメダイの漁獲に関しての対応の事項となるんですけれども、水産庁としては、小型のキンメダイの漁獲に対応するためとして、以下の要望活動が行われたとございまして、二つございますけれども、三重県・三重県漁連への要望活動、また同じく愛知県及び愛知県沖合底引き網漁協への要望活動ということで、現地に実際に1都3県の漁業者の方々が要望活動に行かれたということであるんですけれども、そこに水産庁も加わりまして、一緒に資源管理に関して意見交換をさせていただいたというところでございます。

水産庁としては、漁業者代表部会の枠組みを通じて、引き続きキンメダイの太平洋系群の資源管理に係る取組を後押ししていきたいと考えているところでございます。

ここに関して、そういうTAC管理手法検討部会で頂いた御意見などに関して、水産庁から説明を行ったときに、現場の意見交換会の会でどのような御意見があったかという、やはり1都3県の漁業者の方々といったしましては、ステークホルダー会合、未定ということではあるんだけど、実際ステークホルダー会合に入る前には漁業者の方々に對して十分な説明を行って、理解を得た上で進めてほしいという御意見があったところです。水産庁としては、これらの御意見に関して、いろんな御指摘ありますけれども、きちんと対応しながら、またその内容を漁業者の方々に説明しながら、十分な理解を得ながら資源管理に係る取組を進めていきたいというふうなことを考えております。

また、最後、24ページ以降なんですけれども、この手法検討部会の御意見の中で、これ遊漁船の漁獲量を把握する必要があるという御意見がございました。これに関しまして、24ページから27ページ目において、令和5年度に実施した1都3県におけるキンメダイの遊漁採捕量調査の結果について掲載しておりまして、これに関して説明を行ったところでございます。この調査というのは令和6年度も継続中ですので、令和6年度にこのキンメダイ遊漁採捕量に関して取りまとめを行うところでございます。

このように、これらの事項を合わせて、水産庁としてはキンメダイの資源管理に関して、いろんな御指摘いただいているところですが、課題に関してはこういうような対応を行ってきておるところでございます。また、引き続き我々としては漁業者協議会、また漁業者代表部会という枠組みを用いまして、今後とも意見交換、資源管理に関して進めていきたいというふうに考えているところでございます。

水産庁からの説明は以上となります。

○北門会長 番浦課長補佐、どうも御説明ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見あるいは確認等でも構いませんので、何かございましたらよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

内容盛りだくさんでしたので、ちょっと時間を置きたいと思います。

いかがでしょうか。

もし特段ございませんようでしたら、これで議題2の太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について、議題を終えたいと思います。ありがとうございます。

3のその他に進みます。

三つございますけれども、1 番目、T A C 資源拡大に向けた検討状況についてです。

事務局より御説明をお願いいたします。

○赤塚資源管理推進室長 資源管理推進室長の赤塚です。

私の方からは、資料 3－1 を用いまして T A C 資源の拡大に向けた検討状況の報告を行いたいと思います。

昨年11月18日に開催されました第41回委員会以降の動きにつきまして、2 点報告をいたします。報告事項ですので、他の広調委で所管の資源につきましても触れたいと思います。

まず、1 点目です。ブリの T A C 管理です。

本年 4 月 1 日からステップ 1 を開始することが水産政策審議会資源管理分科会において了承されました。今後、資源管理基本方針の変更を始め、管理開始までに必要な手続を進めているところです。

なおステップ 1 とは、漁業法に基づく報告の体制と農林水産大臣及び都道府県知事による情報の収集体制を確立するとともに、対象とする資源の特性や利用する漁業の実態などを踏まえた管理を実現するための課題を整理し、それを解決するための取組を行う段階と定義されています。この段階では、配分数量の設定や漁業法に基づく採捕停止などの命令は行いません。期間は 1 年間を想定しています。

2 点目はベニズワイについての報告です。

このベニズワイは、日本海系群の知事許可水域、また日本海系群の大臣許可水域という二つの資源評価単位に分かれておりまして、これの両単位についてステークホルダー会合をそれぞれ開催し、資源評価結果と併せて資源管理の目標の案、漁獲シナリオの案を出席者に説明した上で、意見交換を行ったところです。いずれの単位につきましても、会合の取りまとめを踏まえた第 2 回会合の開催を 3 月に予定しているところです。T A C 資源の拡大に向けて、引き続き現場の方々、漁業関係者の方々と意見交換を重ねて、丁寧な説明に努めながら進めてまいりたいと思います。

T A C 資源の拡大についての説明は以上です。

○北門会長 赤塚室長、どうも御説明ありがとうございました。資料 3－1 の御説明を頂きました。

御質問、御意見あるいは確認も含めて何かございますでしょうか。

花岡委員ですか、手挙がっているようですけれども。花岡委員、お願いいたします。

○花岡委員 ありがとうございます。

赤塚さんの御説明、ありがとうございました。簡単な質問なんですけれども、今、共有いただいた二つ、あとこれまでのものを合わせて、初期段階ということですが、それ、きちんとした管理が行われるということになった場合、日本の総漁獲量の何割が現状TAC管理になっていくというような数字になるか、教えていただけますでしょうか。目標は8割をTAC管理だと思うので、その辺に対しての進捗を伺いたいです。

○赤塚資源管理推進室長　ありがとうございます、花岡委員。おっしゃるとおり8割目標ということで我々掲げて、ロードマップにも定めて進めているところです。現時点、令和7年4月からブリのTAC管理が開始したと仮定しての数字は精査しているところですが、7割から8割の間に至ったというところで。7割の前半、72、73%辺りということで。8割目標に対して現時点でどこまでになっているのかということは、我々の方から機会を捉えて、発信していきたいと考えています。

○花岡委員　ありがとうございます。

○北門会長　花岡委員、どうも御質問ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

参考までに、ステークホルダー会議、今後開催となっているうち、直近で開催される種はどれか分かりますか。

○赤塚資源管理推進室長　そうですね。このベニズワイです。ベニズワイは3月にステークホルダー会合の開催を予定しているところです。そのほかにつきましては、引き続き資源管理手法検討部会が終わった資源につきまして、ステークホルダー会合の開催に向けて、関係する漁業の関係者の方と意見交換を重ねながら、開催に向けて準備を進めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

○北門会長　ありがとうございます。具体的にまだどれがというわけじゃないということ。承知いたしました。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

關哲夫委員、お願いいたします。

○關委員　宮城県の關です。宮城海域の關ですが。

ここに示されているトラフグ日本海群・東シナ海群・瀬戸内海群、そのほか伊勢・三河系群というのがあるんですが、最近、東北太平洋側で随分トラフグが漁獲されているんですが、これらは今後、資源管理についてはどのような扱いにされる方針なのか、もし明らかになっていれば教えていただきたいと思います。

○北門会長 關哲夫委員、ありがとうございます。

赤塚室長、お願いします。

○赤塚資源管理推進室長 關委員、ありがとうございます。トラフグにつきましては、資源管理手法検討部会で取り上げました日本海・東シナ海・瀬戸内海系群、また伊勢・三河系群のほかに、先ほど御指摘ありました東北地方の資源であったり、そのほかの地域の資源についてどうなのかという御意見、いろいろと頂戴しているところでございます。漁業法の法律の建て付けでまず説明いたしますと、TAC管理は水産資源の単位で行います。じゃ、その「水産資源」というのは何なのかというと、資源評価が取り上げているものについて管理を行っているところです。つまり、資源評価の中での扱いが、まず第一になっているところです。

ただ、だからといって、ある資源で管理が取り組まれている中で、同じ種であってこれから資源評価が行われていない資源を全く放置するということではありません。そこについてはどのような形で、TAC管理を入れるということもありますし、TAC管理に至る前にでも、こういうふうにはほかのところで頑張っている資源管理の取組にどのような形で協力していただくかという観点で、またそういうのは議論させていただきたいです。できれば、広域漁業調整委員会も、そういう話をさせていただく場というところでは、非常にいい枠組みじゃないかと考えてございますので、また将来この審議についてもいろいろ議論させていただきたいというところです。

結論から申しますと、まずは資源評価のところ、先ほどの言及された資源が伊勢・三河の方に入るのか、それとも独立した資源なのかというところを、まずはその結果を見守りたいというところでございます。

○北門会長 ありがとうございます。

關委員、どうぞ。

○關委員 そうすると、現在それらの資源評価ができる体制を整えつつあると理解してよろしいんですね。

○赤塚資源管理推進室長 はい、その理解でおります。今日、水研機構からちょっと出席者は同席しておりませんので、もし私の発言に間違いがございましたら、追って後日、關委員の方に御報告を申し上げたいと思います。

○北門会長 關委員、どうも御質問ありがとうございます。それから、赤塚室長、御返答ありがとうございます。

トラフグはそういう今まであまりいなかった東北沖でたくさん獲れるようになったと、そういうことが起こっているわけですがけれども、もしそれが地球温暖化の一つの反応といえますか、そういうことでしたら、トラフグに限らずそういうケースがこれから増えていく可能性もあるかもしれません。系群単位で資源管理をしていって、今までいなかったところに別系群としてみなさなきゃいけないような状況になった場合の対応とか、それからそういう科学的な知見の蓄積等を進めていっていただいた上で、今後検討いただくと。それから、水産庁の舵取りも大事なというふうに思いますので、御検討いただければというふうに思います。

關委員、どうも御質問ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。

特段御意見等ございませんので、次に進みたいと思います。

3 番目なんですけれども、その他です。その他に関して事務局の方から御発言があるというふうに聞いておりますので、説明をお願いしたいと思います。

失礼しました。大事なのを忘れておりました。失礼しました。議題3のその他の令和7年度資源管理予算についてです。

事務局より御説明お願いいたします。失礼しました。

○赤塚資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

私の方から資料3-2を用いまして、令和7水産関係予算のうち資源関係の予算につきまして説明を行います。

まず取り上げますは、1の①にあります漁業収入安定対策事業です。資源管理は水産資源を持続的かつ最大限利用していくために取り組むものですが、その過程において一時的な減収が発生することがあります。このため、計画的に資源管理などに取り組む漁業者、養殖業者を対象に、漁獲変動などに伴う減収を補填する本事業の予算を計上したところで

す。

次は、1の②資源調査・評価の充実と新たな資源管理の着実な推進のためとして、予算を計上したところです。この中には、海洋環境の変化を踏まえた資源評価の実施に向けて必要な研究や調査のための予算、また体制強化のための予算、さらに、現在のような海洋環境が大きく変化するときには、資源の状態を速やかに精度良く評価することが以前にも増して重要となっておりますので、そのための予算を計上しているところです。

このほか、水産研究・教育機構の調査船の代船建造のための予算、適切な資源評価・適

正な流通管理を推進する体制を構築するための予算、次ページに移りまして、T A C 管理に資する混獲回避技術などの開発の推進、I Q 管理の拡大に向けた取組の支援、資源管理協定の高度化、遊漁の実態把握を推進するための予算もこの項目の中で計上しているところでございます。

最後、4 ページに移ります。3 の⑤内水面及びさけ・ます等栽培資源総合対策です。今、トラフグなどの栽培漁業においても環境変化への対応というのが喫緊の課題となっています。こういった変化に対応した増殖手法の改良や、またサケについては、回帰率の向上に資するふ化放流の広域連携体制の構築などの取組に対する支援のための予算を、この項目において計上しているところです。

以上、令和 7 水産関連予算のうち、資源管理に関するものにつきまして、事務局からの報告は以上となります。

○北門会長 赤塚室長、どうもありがとうございました。ちょっと先走って失礼いたしました。

御質問、御意見等ございましたらよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

ウェブ参加の皆さんからも特段御意見、御質問等ございませんので、次の議題の方に移りたいと思います。先ほど失礼いたしました。

それでは、事務局の方から発言があるというふうに聞いておりますので、御説明をお願いしたいと思います。

○魚谷資源管理部長 資源管理部長でございます。

それでは、「その他」の中の「その他」ということで、私の方から、現在の漁業法、新しい漁業法に基づく資源管理における広調委の役割というか、そういったところに関して事務局たる水産庁としてちょっと一つ御提案があるということで、時間を割いていただくこととさせていただきます。資料は用意しておりませんので、私の方が口頭で御説明をいたしたいと思います。

まず、この広域漁業調整委員会ですけれども、冒頭の私の御挨拶でも申し上げたとおり、国の常設機関ということですから、都道府県の区域を越えた広域的な海域を管轄し、関係する海区漁業調整委員会及び関係漁業の代表者、学識経験者により構成をされておまして、海区漁業調整委員会及び連合海区漁業調整委員会と同等の機能を有する、水産資源の保護に適切に対応し得る組織という位置付けでございまして、平成13年の漁業法改正に基づいて設置をされているものでございます。

その中で、一つの特徴として、この水産資源の保護を図るためには、協議・調整した結果を速やかに現場に反映させる必要があるという観点からすると、この委員会指示という柔軟性・機動性のある処分権限を有しているというところがございます。要は、国であれば省令ですとか、都道府県であれば漁業調整規則で何か規制をするということであれば、基本的には恒久的な措置ということですので、いろんな根拠ですとかそういったものもしっかり位置付ける必要があるわけですが、この委員会指示というのは、先ほど柔軟性・機動性と申し上げましたけれども、ある意味そこまでのハードルがない状態で、タイムリーにいろんなことができるというところが一つの特徴かと思います。

そういった中で、この広域漁業調整委員会、ほかに二つの海域も含めて考えると、これまでにクロマグロはもちろんですが、イカナゴ、キンメダイ、サワラ、トラフグ、ガザミについて、委員会指示を発動してきたというのがございますし、また、複数都道府県にまたがる海域を回遊する資源の管理についての検討、あるいは関連する漁業調整を通じて広域資源の管理に重要な役割を果たしてきていただいているという状況でございます。

一方で、この資源管理については、皆様御承知のとおり平成30年に漁業法が大幅な改正をされて、MSYを目標、あるいは手法としてはTACが基本という形の制度に変わっているというところでございます。このTACの導入については、先ほど赤塚室長からも説明ありましたけれども、資源評価の進捗状況、あるいは漁業経営、あるいは地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえて、優先度に応じてどんどん入れていくと、推進をしていくということとしております一方、関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえて、管理の段階的導入、いわゆるステップアップ方式、これについても内容、先ほど赤塚室長の方から御説明しましたけれども、このステップアップ方式によりまして課題の解決を図りながら、TAC管理の導入あるいは高度化というか、本格的なTAC推進に向けた動きを進めているというところでございます。

こういった流れの中で考えますと、今後の広域漁業調整委員会は、この漁業法に基づくTAC管理を中心とする資源管理を進めていく上での課題解決に関して、委員会の指示を出すというのが考えられるんじゃないかと。要は、例えば小型魚の漁獲抑制、あるいは先ほど遊漁の届出制の話もございましたけれども、そういったものについて省令あるいは調整規則で措置する、ある意味で前段階としてこの委員会指示というのを出すということで、重要な役割を担っていただける部分が大きいのではないかというふうに考えております。要は、この広域漁業調整委員会制度ができた平成13年当時は、TACが基本だとか、ある

いはそういうTACをどんどん進める中で遊漁をどうするんだといった課題がまだなかった頃の状況でございまして、今、ちょっとそういう意味では状況が変わっている中で、そういう委員会指示というものの活用というのは、一つのこの広調委の存在意義として大きくなっているんじゃないかと考えているところでございます。

このため、ちょっと前置きの説明が長くなったんですけれども、こういった考えの下に、まずはこの新しい漁業法に基づく資源管理における広域漁業調整委員会の今後の役割につきまして、事務局たる水産庁の方で案の検討を行った上で、今年の秋に開催予定の次回の広調委におきまして、委員の皆様にご議論を頂くこととしてはどうかというふうに考えております。ですので、今日はある意味この課題の頭出しということで、今後、水産庁の方で、事務局でどういったことが考えられるかということの案を作って、次回はお示しするという形を考えております。

資源管理を通じて水産資源の持続的利用の確保あるいは漁業生産力の発展を図るところで、今後の広域漁業調整委員会あるいはその部会においても、議論をさせていただきたいと考えているところでございます。委員の皆様におかれましては、引き続きこの広調委の役割をしっかりと発揮をさせていくという観点から、引き続き御協力、御理解あるいは御指導を仰ぎたいと考えておりますので、よろしくお願いできればというところでございます。以上でございます。

○北門会長 魚谷部長、どうも御説明ありがとうございました。これからの広調委の在り方についてこれから案を出していただいて、それを基に秋の広調委で改めて議論をするということになるかと思っておりますけれども、これは今三つある広調委の取りまとめ、今独立して行っていますけれども、必要に応じて統合とか、そういうことも含めて検討されるということですか。

○魚谷資源管理部長 三つの広調委、統合まで考えているわけではございませんけれども、課題によっては、例えばこの遊漁の部会、くろまぐろ遊魚専門部会については、三つの広調委の部会を合同で毎回会議をやっておりますし、もし、広域とって三つに分かれていますけれども、間を行き来するような資源がもしあるのであれば、そういう合同での議論というのもあり得べしだというふうには考えてございます。

○北門会長 じゃ、論点に応じてまたどのような議論もあるかもしれないということですので、それも含めて御検討を頂けるということかと思っております。ありがとうございます。

皆様の方から御意見等、本件にありまして——中田委員、お願いします。

○中田委員 高知カツオの中田と申します。

魚谷部長からこれからの太平洋広域委員会の件をお話しいただいたんですけれども、私はずっと、今日ちょっとここへ来たのも、会議のこの方法、これウェブ会議というのは当初用事があるからということで、これもう何年前、コロナの前にたしかそういう形でウェブ会議を始めたかというふうに思っております。その後コロナになってこういう形になって、今日も現地に来る参加者が非常に少ない状況、これをずっと僕なんかも、もうコロナも終わって、いつ全員参加のあれが出るのかなというあれはあるんですが、水産庁さんの方からもそういうような要望もないですし、今後、僕はウェブ会議をこれは否定するものじゃないですし、これはこれでいいんですけれども、やはりこういう会議でいいのか、それとも前のような全員出席の会議がいいのか、その辺を、今、これからの太平洋広域委員会というものを頂いた中で、どういう会議の方法がいいのかというのを、ちょっと私も実はこの参画していいのかそれともウェブでいいのか、来ると金も掛かるしという、そういうふうなあれもありますし、だからそういうのは水産庁さんの方からどうなのかということ、ちょっと一言頂きたいなというふうに思っております。

○北門会長 中田委員、どうもありがとうございます。

水産庁さん、いかがでしょうか。

○魚谷資源管理部長 会議の開催に関して、これはあくまでも私の個人的な見解ということになるかもしれませんが、これ、確かにコロナの頃に基本ウェブだった頃から、委員の一部の方々からいつになったらみんな集まれるんだというような意見も頂戴しておりますし、私自身もウェブだとなかなか、ウェブで参加されている方が会場の雰囲気とかも分からないですとか、あるいは会議が休憩時間とか終わった後にいろんな意見交換がなされるという意味で、対面での開催というのは望ましいものだというふうに考えております。一方で、いろんな委員の方々、いろんな予定があって、ウェブなら参加できるというときに、いや、ウェブは駄目ですということを事務局の方から申し上げるような状況にもなっていないということかと思います。

なかなか定足数という問題もありますし、そういうのを排除する理由も一方でないという中で、どこまで我々として、事務局としていろんな都合を調整して対面で出てくださいとお願いできるのかというのは、微妙なところだと思いますけれども、そこは少なくとも私個人の気持ちとしては、できる限り対面で参加を頂いて、その会議中あるいは会議の前後も含めていろんな意見交換なりができる状況というのは、恐らく望ましいのかなとは思

っておりますけれども、なかなかそういう方向に、方針としてこうですという、要はウェブ参加をある意味否定するとか、推奨しないみたいなことを言いつらい状況にあるというのも事実かと思います。

ちょっと歯切れの悪いお答えになったかもしれませんが、以上でございます。

○北門会長 中田委員。

○中田委員 すみません。よろしいですか。すみません。

だから、私もウェブ会議を否定しているわけじゃない。ただ、めり張りも必要じゃないかなと。やはり委員が替わったときは全員参加とか、何かそういうことをしていかないと、なかなか議論が煮詰まっていくあれができないんじゃないか。やっぱり我々年代になってくると対面の方がやりやすいので、そう思うのかもしれませんが、私があれ当初させていただいた、当初のあれは用事がある方がということ、けれどもあのときはほとんど全員出ていたわけで、コロナ以降こういう状況がずっと続いているということは、やはり今、ウェブで参加されている方も、全員用事があるのかどうかはちょっとあれなんです、ここへ出るのがどうかなと思っている方も中にはいらっしゃるんじゃないかなというふうに思って、だから一度水産庁さんの方から何かのあれで、こういう対面で出ることが必要というメッセージをやっぱり僕は出したらどうかなと思って、今日はそういう発言させていただきました。

○北門会長 とても率直な御意見ありがとうございます。強制まではできないとしても、可能な限りとか積極的に御参加いただいて、この場で御議論を頂きたい点もありますし、情報交換とか、議事録に残せないような、そういうカジュアルな話合いとかもあるかもしれませんので、こういう場を通して意見交換をしていただく、そういう機会にもなるかと思しますので、とても貴重な御意見いただいたというふうに思います。遠慮があつてはいけませんね。そうですね。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

石井委員、ありがとうございます、お願いします。

○石井委員 千葉の石井です。

前回、広域でも発言しましたが、キンメの底びきの方の水揚げ、たしか600トンでしたよね。その後の動向に注目しているのですが、その後どのようなになったか、分かれば教えていただきたいと思います。

○北門会長 御質問ありがとうございます。少々お待ちください。

○番浦課長補佐　すみません、ちょっとぱっとデータが出てこないのも、また調べてお伝えしたいと思います。基本的には沖底のデータも、今年２月に開催をいたしましたキンメダイの漁業者協議会の場で皆様に共有した情報からアップデートはされていないという理解です。基本的には、愛知県・三重県の漁業者、市場の情報とか水試などを通じて、水産機構の方で情報を収集しているという状況でありますので、その情報に基づいて漁獲量を算定しているという状況ではございます。

○北門会長　ありがとうございます。

石井委員、いかがでしょうか。

○石井委員　ここの底びきの海区というのはサイズが全体的に小さいんですね。だから、これちょっと今後もずっと注目していきたいと思います。やはり、小型魚というのは規制を掛けた方がいいのではと思っていますので、ひとつよろしくお願いします。

○番浦課長補佐　ありがとうございます。御存じのとおり、小型魚の獲り控えに関しては、なかなか１都３県の中でも小型魚の規制、取り組んでいただいているところはあるんですが、来遊状況などの違いという御意見がございすけれども、各県ごとの取組の状況、つまり何センチ以下を小型魚として、例えば獲らないようにするのかというところも、相違はあろうと思います。その中で、沖合底びき漁業の方々においても、少なくともその１都３県の方々に取り組まれているような、そういう資源管理に御協力いただくということで、我々は要請活動の方にも行ったわけでございすし、それらの沖合底びき漁業の方々にも、一緒に資源管理に関して議論をしていこうという、そういうお話をさせていただいているというところで、２月６日の漁業者代表部会の際にはその三重県・愛知県の方々も御出席、オブザーバーという形でありますけれども、御出席いただいたという理解でございす。なので、こういう枠組みを通じて、今後とも小型魚の取扱いに関しても関係の漁業者の方々と議論はしていきたいというふうなことを考えているところでございす。

○北門会長　ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、先ほどのその他の３の今後の広調委の役割についてに一旦戻りたいと思うんですが、魚谷部長の方から概要説明、それから今後の進め方について御議論ありました。それから、中田委員からは、会議の運営に関する御意見も頂きました。ありがとうございます。

今後、新しい漁業法の中で、この広調委がこれまで以上に役割を果たせるように、その在り方について御検討を頂いた上で、我々の方でもしっかりこの場で議論を進めていければというふうに思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、この議題3、その他のその他を一旦終わりたいと思います。

これで予定しております議題は以上となりますけれども、先ほど石井委員の方からまた戻って御質問いただきましたけれども、そういうものを含めまして、せっかくの機会ですので、皆様の方から何か御意見、御質問、それから情報提供などありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。あるいは、これまでの議論の中でちょっとタイミングを逃して言いそびれたことがもしありましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

高田委員、お願いします。

○高田委員 マグロの遊漁の件ですけれども、漁業者は枠が終われば終わりますよね。遊漁者というか遊漁船の場合は、その辺はどうなんですか。これちょっと議論になっていて、要は遊漁でエントリーしていて、その枠がなくなったら漁をしていいのかとかというのは、ちょっとそういうのは浜ではあるので、その辺はどうなのかなと思ひまして。これ今だと、枠があればどっちでもできますよね、エントリーしてあれば、遊漁船の方が。遊漁船の方が遊漁で行きますよね、遊漁は。分かりますか。それで専業は専業じゃないですか。そこで、要は専業の人は枠がなくなればやめますよね。もし逆の場合で、遊漁の方がお客連れて行って、お客の方が漁の方の枠があったら、それは漁業者として釣り行けるんですか。

○城崎沿岸・遊漁室長 沿岸・遊漁室、城崎でございます。

今の話は、ある沿岸くろまぐろ漁業の方が遊漁船業も営んでいて、漁業の枠が終わってしまった後にという。逆。

○高田委員 両方もあるんじゃないですか。

○城崎沿岸・遊漁室長 はい。兼業されている方はもちろんいらっしゃいますけれども、そこは漁業として市場を通して水揚げする分は、きちんとその管理をしてもらうということになるので、それと遊漁の方が連動するとか、重複するとか、そういうことにはならないというふうに思っておりますけれども。すみません、きちっとお答え合っているか分かりませんが。

○北門会長 兼業をしても、それぞれの枠をしっかりフォローするということですよ。

○城崎沿岸・遊漁室長 はい。そうだというふうに思っております。

○高田委員 それは別に問題ないと。

○城崎沿岸・遊漁室長 はい。それは別々にちゃんと管理をされるということで、漁業で例えば自分の枠の中で漁獲されたものは、きちっとTACの管理の中で報告してもらうということになりますし、その人が遊漁船業もやっているのであれば、それは全体の各月5トンの中でしかるべきやってもらうので、それが5トンが超過する段階になれば採捕が止まりますから、その時点ではこの遊漁船としての営業はできなくなる、クロマグロ遊漁としての営業はできなくなるということなので、そこは峻別が付けられるものだと思います。

○北門会長 多分、どちらの立場で今獲っているのかということを明確にした上で、振替とかがないようにせよと、そういうことですかね。

○高田委員 それもあるんだけども。

○北門会長 ですよ。違いましたっけ。

○高田委員 それもあるんですけども、要は、漁業者は自分の漁業の枠ですよ。両方を使うというわけじゃないですか。今度は漁業としてやるとしても、遊漁でエントリーしていて今度漁業でと、1人の人間が二つできるということなんですよ。

○城崎沿岸・遊漁室長 すみません、漁業者は自分に割当てされている枠を使うということなので、遊漁船業者が使うというよりかは、遊漁枠というのは採捕者が使う数字なので、それを案内するのが遊漁船業者なので、そこは遊漁船業者が、60トンの、今、遊漁にあてがわれている数字を使うというのは、そこはちょっとニュアンスが違って、あくまでもその60トンは採捕者、釣り人が使うという性質のものだというふうに思っております。

○高田委員 分かりました。これ浜でちょっと説明しなきゃなんないもので、今、聞いてみたんです。ありがとうございます。

○城崎沿岸・遊漁室長 浜で御説明されるときに、具体的にこういうふうな説明でいいのかというところでまた迷うところがあれば、いつでも御相談承りますので、よろしく願いいたします。

○北門会長 漁業者さんがプレジャー・ボートを持っていた場合はどうなりますか。

○高田委員 そうそう。

○北門会長 そういうことですよ。

○高田委員 それもあるよね。

○城崎沿岸・遊漁室長 漁業者がプレジャー・ボートを持っているときは、そのプレジャー

ー・ボートでやっているときは、それは遊漁だと思います。もちろん漁業者の方が別のプレジャー・ボートを持っている人もいれば、漁船を漁業じゃないときに家族で使うときも、それはプレジャー・ボート扱い、小型兼用船になるので、であればちゃんと小型船舶検査機構の船検を取った上で小型兼用船として出ている分には、そこはできると思います。その場合は、60トンの遊漁としてやってもらわないといけないですので、そこを漁業者の方が他方、自分はクロマグロの枠を持っているんだというところで混同されてしまうと、それは制度の根幹にも基づくところなので、そこはきちっと分けてもらわなくちゃいけないですし、そういう実態がもしかあるのであれば、そこはきちっと取締りしなくちゃいけないと思っております。

○北門会長 ありがとうございます。

高田委員、どうもありがとうございました。それは皆そういう認識だろうというふうなことも含めて、しっかり御説明いただくことで誤解がないようにしていければと。あと、不公平感とか不満が募らないような形で運用していただければというふうに思います。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

關哲夫委員、お願いします。

○關委員 宮城海区の關です。

先ほど聞き逃したので質問したいんですが、令和7年度水産関係予算の説明の中で、内水面及びさけ・ます等栽培資源総合対策というところで、サケの回帰率の向上に資するふ化放流の広域連携体制の構築等の取組というのが説明がありました。これ、東北地方は本当にサケの回帰が非常に減少してしまって、漁業の成立が難しくなっている状況なんですが、この予算の中でふ化放流、回帰率を向上させるような方途というのは、何か水産庁さんの方でお考えがあるんでしょうか。

○北門会長 御質問ありがとうございます。

赤塚室長、お願いします。

○赤塚資源管理推進室長 御質問ありがとうございました。サケの回帰率、おっしゃるとおり非常に悪いということでやっけていまして、大きな方向性としては、そもそもサケのふ化放流というのが都道府県の事業で行われているものであり、国はどのような形で支えているかということ、正に初期減耗、稚魚の段階で生き残るより強い稚魚を作るための、そういった飼育の工夫であったり餌の工夫であったり、そういったものの研究開発を支援してい

ます。

これまでのサケの回帰率の向上のため取組というのは、河川単位でいろいろと取り組んでいました。次の段階として、いよいよ、個々の河川で行うだけではなかなか回帰率の回復が難しいので、より広い範囲で連携していこうと。例えば、ある川から違う川へ卵を輸送することに対する支援を行うという、そういうふうな形の実行を行おうということです。サケ回帰が非常に大きな課題、それは海洋環境の変動にも大きく関わっていることがありますけれども、その中で何ができるかということで、今このような取組を行っていると。そして、来年度から新たに広域連携の実行に対して支援ができるように、今年度、予算を措置したところでございます。

○北門会長 赤塚室長、どうもありがとうございます。

關哲夫委員、引き続き何かございますでしょうか。

○關委員 そうすると、例えば北海道なんかの、かなり減少はしているけれども、かなり遡上が少ないところだが、それらを卵を各広域に分配して何とかするというようなことをお考えなんでしょうか。

○北門会長 ありがとうございます。

お願いします。

○赤塚資源管理推進室長 広域連携の一つの形として、正に委員がイメージされた取組を想定してございます。

○北門会長 關哲夫委員、いかがですか。

○關委員 研究者の方に、そういうことで例えば系群等の考え方もあるかと思うんですけれども、成り立つのかなという疑問が私はするんですけれども、本当に知恵としてほかはないのかなというので心配しております。

○北門会長 御意見ありがとうございます。しっかり議事録に残しておきたいと思います。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

本日、最初の議題、クロマグロのところで皆さんにいろいろ御意見を頂きました。今回、専門委員会の方でまとめていただいた案というのは、後から見て大きなステップだったなというふうにみなせると、そうになっていってほしいなというふうに思いますので、これから運用でいろいろ書面に出てこないような工夫が必要になることがあるかもしれませんけれども、御尽力いただければというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、本日、全ての議事について——関いずみ委員、チャットに何かコメントを頂いているようだけれども、いかがでしょうか。

○関委員 すみません、チャットの方はもう済んだのでいいんですけれども、1個だけちょっといいですか。

○北門会長 はいどうぞ。

○関委員 さっきもお話がありましたが、キンメにしてもクロマグロにしても、要するに把握できない個人のプレジャー・ボートの実態というのは、予想も付かない状態なんでしょうか、全く未知なんでしょうか。というのは、無視していい程度なのか、無視できない量があるのかというところがよく分からないのに60トンという数だけは決まっていって、果たしてどうなのかなというのが最初の話のときからずっと疑問に思っていたので、今最後ということと言わせていただきました。これ把握できないんでしょうか。

○北門会長 関いずみ委員、どうもありがとうございます。

水産庁、いかがでしょうか。

○城崎沿岸・遊漁室長 ありがとうございます。沿岸・遊漁室の城崎でございます。

正しくこのプレジャー・ボートの部分は、クロマグロ遊漁にかかわらず、いろいろな魚種で漁業と遊漁が競合するもので一番分からない部分の一つだろうと思っています。クロマグロ遊漁については来年度から届出制は導入しますけれども、プレジャー・ボート、正確な統計もどこまで把握されるか分かりませんが、一説には15～16万隻のプレジャー・ボートがいるやにも聞いております。そういう中で届出制にどれぐらいの者が届出をしてくるのかも分からない中での船出ということになります。そういう意味では、まずはクロマグロ遊漁に関わる船がどれぐらいいるのかというところの全体図をまず把握するというところ、そこに取り掛からなくちゃいけないということも現実的なものとしてあると思っています。

このクロマグロ以外の部分、例えばマダイですとかサワラ、ブリですとか、いろいろなところでもプレジャー・ボートの実態があります。これにつきましても、分からないというのは漁業者からも御指摘多いんですけれども、そうはいいまして、遊漁船と漁船、それにプレジャー・ボートも交わることが多うございまして、実際に漁業関係者、遊漁関係者の目線でどれぐらいのプレジャー・ボートが自分の周りにいるんだということは、隻数は肌感覚として分かるんだと思うんです。加えて、遊漁船の1隻当たりの採捕量というのも、今いろいろな手法を使って推計ですとか報告するツールも活用しておりますけれども、

他方で、遊漁船の船長さんからすれば、今日どれぐらいの魚が釣られたとか揚がったかというのは大体、大まか分かるんだと思います。そういうところでは、これは日頃、広調委でも遊漁船業法との関係で資源管理とうまくつけられないかという話もありますので、それは遊漁船業法、遊漁船の船長としての責務、そういうこともこれから議論が必要になってくるんだと思います。

もちろん遊漁船の中には漁業関係者、漁協の組合員が7割混じっているという話もありますので、これだけ遊漁の資源管理が注目を浴びる中で、漁協の中でも遊漁船業者と漁業者で、遊漁船、誰が釣っているんだということの議論ももっともっと各地で活発化されてもいいと思っていますし、そういう遊漁の一枚岩になることがプレジャー・ボートに対する圧力といいますか、囲い込みということにもなっていくと思いますので、プレジャー・ボートに関することについては課題多しで、なかなか先が見通せませんけれども、今お話ししたようなことを一つ一つ積み上げながら、プレジャー・ボートの実態把握にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○北門会長 城崎室長、どうもありがとうございます。

関いずみ委員、いかがでしょうか。

○関委員 ありがとうございます。情報提供もどんどん求めていって、いろんな可能性から解析していくしかないんだろうなというふうに思うんですけれども、是非、きちんとした状況把握ができればいいなというふうに思っております。

以上です。

○北門会長 ありがとうございます。一つ一つ解決していかなきゃいけない問題が遊漁に関してはあるかと思いますが、今回くろまぐろに対する届出制度の導入ということが一つの試金石となって、遊漁の全体像、それから資源へのインパクトをしっかりと定量的に、数量的に把握できるような一歩になればというふうに思います。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

それでは、引き続き次回の委員会の開催予定について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○番浦課長補佐 事務局の番浦でございます。

次回の本委員会の開催につきましては、例年どおり11月から12月頃に開催したいと考え

ております。具体的な日時と場所につきましては、開催見込み時期が近づきましたら、部会長並びに各委員の皆様の御都合を伺いつつ決めていくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

なお、令和5年度秋に関しては、議題が報告のみということで、開催を省略させていただいたということではあります。これは柔軟な管理の一つとして、そういうことを行ったということではございます。先ほど広域資源管理の役割について、今年の秋に議論するというお話もさせておまして、基本的にはそういう方向でございますけれども、開催に関しては引き続き、もし柔軟な管理にかかる相談事項があれば、委員の皆様に御意見を伺った上で検討させていただければとを考えております。

事務局からは以上となっております。

○北門会長 ありがとうございます。

それでは、委員各位、御臨席の皆様におかれましては、議事進行への御協力及び貴重な御意見をありがとうございました。また、事務局におかれましては、会場運営、資料の準備等、大変お疲れさまでした。本日皆様から頂いた御意見を踏まえて、今後の委員会の運営に活用していただきたいと思います。

なお、議事録署名人に指名させていただきました都道府県互選委員の福島県の鈴木哲二委員、それから大臣選任委員から中田委員のお二方には、後日事務局から本日の議事録が送付されますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして第42回太平洋広域漁業調整委員会を閉会させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

午後0時26分 閉会